

地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や実施状況を踏まえ、以下を各事業の提供区域としています。

地域子ども・子育て支援事業名	提供区域
1. 利用者支援	全市 1 区
2. 地域子育て支援拠点事業	中学校区
3. 妊婦健康診査	全市 1 区
4. 乳児家庭全戸訪問事業	全市 1 区
5. 養育支援訪問その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	全市 1 区
6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市 1 区
7. ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	全市 1 区
8. 一時預かり事業	全市 1 区
9. 延長保育事業	全市 1 区 （教育・保育提供区域が全市 1 区であるため）
10. 病児・病後児保育事業	全市 1 区
11. 放課後児童クラブ	小学校区
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市 1 区
13. 多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	全市 1 区

